

就学援助費について

小・中学生を養育しており経済的な理由により学用品費や校外活動費などの支払いにお困りの保護者の方へ、その費用の一部を援助します。

(1) 援助を受けることができる方

郡上市に住所を有し、市内の小・中学校に通うお子さん（入学予定者を含む。）のいる世帯で、郡上市教育委員会が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認定する方です。

(2) 援助の内容

- ①対象費用 学用品費、通学用品費（新1年生を除く）、新入学児童生徒学用品費（1年生のみ）、オンライン学習通信費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費（中学生のみ）、卒業アルバム代、学校給食費（小学生のみ）
- ②支給額 毎年度国の定めた基準額に準じ、市の予算の範囲内で決められます。
（注）年度途中（5月21日以降）に申請し認定された新1年生は、新入学児童生徒学用品費は支給されず、通学用品費などの支給となります。

(3) 就学援助費申請提出書類

援助費の受給を希望される方は、「就学援助費支給申請書（様式第1号）」及び「就学援助費口座振込申出書」を記入の上、申請事由欄に記載されている必要な書類及び次の書類を添えて提出して下さい。

必要書類 同一生計の世帯全員の**所得が確認できる書類の写し**
（収入のある方全員分）

- ・ 給与所得のある方：源泉徴収票、確定申告書の写し、該当年の所得課税証明のいずれか
- ・ 年金（老齢・遺族・障害年金等）を受給している方：支払通知書等の写し

（年間の支給額が確認できるものを添付してください。）

※期限までに揃わない場合は、申請書提出の際、必ずその旨をお申出ください。

提出が遅れた場合は翌月審査となります。

(4) 支給対象者の審査

提出書類の内容を毎月1回行われる教育委員会で審査の上、支給対象者を決定します。申請から決定まで1ヶ月以上かかることもありますので予めご了承下さい。

(5) 支給方法

年2回（7月・11月を予定）に分けて支給します。

（なお、新入学児童生徒学用品費は6月、修学旅行費及び校外活動費の対象者は年度末に支給）

年度の途中で認定を受けた場合は、認定月分から支給します。

原則保護者の口座へ直接振り込みますが、学校徴収金（学用品費や校外活動費）に滞納がある場合は、学校長を代理人とした学校口座振込とし、滞納分へ充当します。

※小・中学校の新1年生となる子の保護者のうち、3月中に学用品費・新入学児童生徒学用品費の支給を受けたい方は、2月中に申請書を提出してください。3月以降に提出された場合は6月上旬に支給します。

(6) 提出期限

新入学児童生徒学用品費の3月中の支払を希望される場合は2月20日まで

それ以外の方は随時受付いたします。

※5月20日までに受付、その月の教育委員会で認定された場合は、1年分の支払いを予定していますが、6月以降は月割りの計算となります。

(7) 提出先

〒501-4222

郡上市八幡町島谷 207 番地 1（郡上市文化センター3F）

郡上市教育委員会 学校教育課 就学援助担当者

TEL 0575-67-1468

(8) 令和8年度基準支給額

区分	対象内容	小・中の別	単価（年額）	支給時期
学用品費	児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品	小学校	11,630	7月 11月
		中学校	22,730	
通学用品費 (1年生を除く)	児童生徒が通常必要とする通学用品	小学校	2,270	7月 11月
		中学校		
新入学児童生徒 学用品準備費	新入学児童生徒学用品費を入学年度の前年度に支給を受けたい方 (学用品費とともに支給)	小学校	64,300	3月
		中学校	81,000	
新入学児童生徒 学用品費	新入学児童生徒が通常必要とする学用品・通学用品 (学用品費とともに支給)	小学校	64,300	6月
		中学校	81,000	
修学旅行費	交通費・宿泊費・見学料・その他均一に負担する諸費用	小学校	22,690	3月 (上限有)
		中学校	60,910	
校外活動費 (宿泊なし)	遠足・見学に行く際の交通費及び見学料	小学校	1,600	3月 (上限有)
		中学校	2,310	
校外活動費 (宿泊あり)	宿泊研修などの学校行事で交通費及び見学料	小学校	3,690	3月 (上限有)
		中学校	6,210	
クラブ活動費	クラブ活動（部活動を含む）の用具等の購入費	中学校のみ	30,150	3月 (上限有)
卒業アルバム代	卒業アルバムや卒業文集にかかる経費	小学校	11,000	3月 (上限有)
		中学校	10,000	
オンライン 学習通信費	タブレットを持帰り家庭学習でオンライン活用するために必要な通信費	小学校	15,000	7月 11月
		中学校		

※学校給食費以外の支給額については、毎年示される要保護国庫補助金の基準額と同額の設定となるため、変更となる場合があります。

※年度途中（5月21日以降に申請し認定された新1年生は新入学児童生徒学用品費の支給はなく、通学用品費の支給となります。

(9) その他生活が困窮している世帯の家族構成と基準額の参考例

家族数	家族構成	所得制限額（目安）
3人	母（40代）、中学3年、小学6年	約260万円以下
4人	父（40代）、母（40代）小学5年、小学2年	約293万円以下
4人	父（40代）、母（30代）、小学1年、幼児	約291万円以下
5人	父（40代）、母（40代）、中学1年、小学4年、小学2年	約320万円以下

※家族構成や年齢により所得制限額は異なりますので、予めご了承ください。